

重要 会員各位

平成22年3月13日
荒井商事株式会社
アライオートオークショングループ

重建機の検査基準および出品票導入のご案内

拝啓 早春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、当社アライオートオークション小山バントラの重建機コーナーでは、毎開催多数のご出品を頂いておりますが、今以上に“売れる”“買い易い”環境を会員様へご提供致したく、この度、重建機専用の検査基準および出品票を導入する事となりました。

つきましては、詳細内容を下記致しますので、内容をご確認の上、ご利用頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【概要】

- ◆導入日 平成22年4月3日(土) 773AA より
- ◆対象会場 アライオートオークション小山バントラ (※仙台・ベイサイド会場におきましても順次導入予定)
- ◆対象コーナー 重建機コーナー
- ◆対象機械 重建機コーナーに準ずる出品機械(油圧ショベル、ホイールローダー、ブルドーザー、グレーダ、ロードローラー、クローラダンプ、大型フォークリフト(最大荷重4t以上のもの)など)
- ◆評価構成 機関・作業機等のカテゴリ別の項目評価と、項目評価の内容を総合的に評価した総合評価で構成

【規約の新設・追加・削除等の内容】

①項目・総合評価について

アライオートオークション規約 第十章の〔I〕検査規程 第7条(出品車検査基準)に重建機の検査基準表を新設

アライAA 重建機 検査基準表

項目評価

| 評価点 | 内容 |
|-----|---|
| A点 | 「機関・作業機・足回り」で異常のないもの、「内・外装」でリペイントでなく小傷のもの |
| B点 | 「機関・作業機・足回り」で作業上支障のない範囲の不具合、「内・外装」で腐食穴、割れ、欠品のないもの |
| C点 | 「機関・作業機・足回り」で修理または部品交換を要する不具合、「内・外装」で著しい損傷のあるもの |

総合評価

| 評価点 | 内容 |
|-----|--|
| A点 | 部品交換または修理をせずに商品化可能なもの(項目評価の全ての項目が「A」評価のもの) |
| B点 | 不具合はあるものの部品交換または修理をせずに作業可能なもの(項目評価の「内・外装」が「C」評価でも、「機関・作業機・足回り」が「B」評価以上のもの) |
| C点 | 部品交換または修理を要するもの、全ての項目評価が出来ないもの(項目評価の「機関・作業機・足回り」のうち「C」評価のあるもの) |

②出品車両規定について

アライオートオークション規約 第十章の〔I〕 検査規程 第3条(出品車両規定)の現行の内容を一部削除・変更、また重建機の出品車両規定を追加

<現在>

12 建設機械・産業機械の出品基準については、以下のとおりとします。

| | |
|--------|---|
| 出品不可商品 | 家電・家具等・ワレ物・危険物・その他小物類・犯罪関与品・抵当権設定品・差し押さえ品・車体No.不鮮明・部品取り済み品・オイル漏れ大のもの |
| 出品取消 | 大型発電機等で分解されているもの カギを必要とするものでカギがないもの E/G・T/M不良のもの(移動不能のもの)※自走可能な車両のみ出品受付 部品欠品により正常な機能を果たせないもの アライAAにて車体No.・コーションプレート・製造No.のいずれかの確認が取れないもの 車両の一部切断による出品に際し、車体No.の打刻がそのまま残っているもの 通常作動ができないもの アライ検査員により出品不可と判断したもの |

13 建設機械・産業機械の出品に関しては、以下のとおりとします。

- (1) 新車時(メーカー発行)譲渡証明書または、出品店の譲渡証明書(販売証明可)の提出を必要とします。
- (2) 車体No.・コーションプレート・製造No.が無いものの出品に関しては、メーカーでの証明書が必要になる場合があります。
- (3) 産業機械においてエンジン・ミッション等を出品の目的とする場合は、単体のみでの出品とします。
- 14 建設機械(油圧ショベル・ブルドーザー・ホイローダー等)を出品する際は、メーカー発行の譲渡証明書を必要とします。メーカー発行の譲渡証明書が無い場合は、出品者による確認及び譲渡証明書の提出を必要とします(書類規約第31条・1項(14)に準ずる)。
- 15 建設機械・産業機械を出品する際には、オイル洩れ・燃料洩れ等、危険性が無いものとします。また、オイル洩れ、燃料洩れ等がある場合、アライAA判断により出品を取消とする場合があります。
- 16 小型船舶を出品する場合、船舶検査期限等を明記したうえで登録に必要な譲渡書類等の提出を必要とします(書類規約第31条・1項(15)に準ずる)。
- 17 産業機械で、部品単体(エンジン・クレーン等)での動作確認ができないもののクレーム期限は開催日当日より30日とし、期限を過ぎた場合はクレーム対象外となります。
- 18 建設機械・産業機械の年式、製造年月日違いについては、クレーム期間を書類発送後10日とし、期限を過ぎた場合はクレーム対象外となります。



<変更後>

12 産業機械の出品基準については、以下のとおりとします。

| | |
|--------|---|
| 出品不可商品 | 家電・家具等・ワレ物・危険物・その他小物類・犯罪関与品・抵当権設定品・差し押さえ品・車体No.不鮮明・部品取り済み品・オイル漏れ大のもの |
| 出品取消 | 大型発電機等で分解されているもの カギを必要とするものでカギがないもの E/G・T/M不良のもの(移動不能のもの)※自走可能な車両のみ出品受付 部品欠品により正常な機能を果たせないもの アライAAにて車体No.・コーションプレート・製造No.のいずれかの確認が取れないもの 車両の一部切断による出品に際し、車体No.の打刻がそのまま残っているもの 通常作動ができないもの アライ検査員により出品不可と判断したもの |

13 産業機械の出品に関しては、以下のとおりとします。

- (1) 新車時(メーカー発行)譲渡証明書または、出品店の譲渡証明書(販売証明可)の提出を必要とします。
- (2) 車体No.・コーションプレート・製造No.が無いものの出品に関しては、メーカーでの証明書が必要になる場合があります。
- (3) エンジン・ミッション等を出品の目的とする場合は、単体のみでの出品とします。

- 14 重建機・産業機械を出品する際には、オイル洩れ・燃料洩れ等、危険性が無いものとします。
また、オイル洩れ、燃料洩れ等がある場合、アライAA判断により搬入をお断りする場合や、出品を
取消とする場合があります。
- 15 小型船舶を出品する場合、船舶検査期限等を明記したうえで登録に必要な譲渡書類等の提出を必要
とします(書類規約第31条・1項(15)に準ずる)。
- 16 産業機械で、部品単体(エンジン・クレーン等)での動作確認ができないもののクレーム期限は開催日
当日より30日とし、期限を過ぎた場合はクレーム対象外となります。
- 17 重建機の出品基準については、以下の基準に適合した機械とします。
 - (1) 機械として名称の用途が成すもの
 - (2) 自走可能なもの
 - (3) 機械は分解されていないもの(但し、輸送上、やむを得ず分解の必要な機械はこの限り
ではありません)
 - (4) 危険性が無いもの(故障等により操作上危険がある場合は出品取消とします)
 - (5) 犯罪関与品、抵当権設定品、差し押さえ品でないもの
 - (6) 車体番号の確認ができるもの(ナンバープレート発行対象の機械は打刻の車体番号が
確認できるもの)
- 18 重建機(油圧ショベル・ブルドーザー・ホイローダー等)を出品する際は、メーカー発行の譲渡証明
書を必要とします。メーカー発行の譲渡証明書が無い場合は、出品者による確認及び譲渡証明書
の提出を必要とします(書類規約第31条・1項(14)に準ずる)。
- 19 重建機・産業機械の年式、製造年月日違いについては、クレーム期間を書類発送後10日とし、
期限を過ぎた場合はクレーム対象外となります。

③裁定(クレーム)規程について

アライオートオークション規約 第十章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)に
 重建機の裁定(クレーム)処理基準内容を追加

- 40 原則として非クレーム対象とします。但し、出品票の表記違い(型式、稼働時間等)の発覚及び
 機械の重大な不具合(油圧ポンプ故障、走行不良、ブーム・アームの亀裂等)の発覚により、
 アライAAが作業上支障があると判断した場合は除きます。
 また非クレーム対象であってもアライAA判断によりクレーム対象となる場合があります。
- 41 重建機の走行距離及び稼働時間は参考目安(走行不明車・稼働時間不明扱い)となります。
 但し、改ざん歴が発覚した場合はクレーム対象となります(クレーム期間30日、キャンセル時
 ノーペナルティ、陸送代のみ対応)。

アライオートオークション規約 第十章の〔Ⅱ〕の第7条(クレーム処理細則)に重建機専用のクレーム
 細目事項を新設

重建機専用 細目事項

| クレーム内容 | | クレーム対象の有無&期間 | | | 備 考 |
|-------------|--|--------------|------|----|-------------------------------|
| | | 重建機 | 外部落札 | 商談 | |
| 機 関 | 作業上支障のある不具合の発覚 (E/G内部不良・油圧ポンプ不良等) | 5日 | 5日 | - | |
| 作 業 機 | 作業上支障のある不具合の発覚 (アームヒビ・切れ等) | 5日 | 5日 | - | |
| 足 回 り | 作業上支障のある不具合の発覚 (走行モーター・T/M・クラッチ不良等) | 5日 | 5日 | - | |
| 外 装 | キズ・錆・凹み・腐食・穴・割れ等 | - | | | ノークレーム対応 (評価点違い含む) |
| 内 装 | キズ・破れ・汚れ・穴・雨漏り・割れ等 | - | | | ノークレーム対応 (評価点違い含む) |
| 誤 記 入 | 出品店申告欄の書き間違い | 書類発送後10日 | | | |
| | セールスポイントの書き間違い | 5日 | 5日 | - | |
| そ の 他 | 差し押さえ・抵当権設定車 盗難車・犯罪関与車 | 無期限 | | | キャンセル時ペナルティ100,000円 + 全諸経費 |
| | 車体No.が不鮮明なもの (錆・打ち直し等) | 30日 | | | |

※評価点につきましてはクレーム対象外となります

【出品票について】

別紙、「重建機出品票記入について」参照

以上